

総合相談支援センター「えしこに」の取組について

1 えしこに設置に至る経緯

平成28年7月、福祉政策課の新設を機に、当時の地域福祉計画について、取組方針が不明確であったことや、複合的な課題に対する相談対応ができていないこと等を課題認識としたことから、次期計画は、地域共生社会実現のため、米子市社会福祉協議会が策定していた地域福祉活動計画と一体的なものとして令和2年3月に「米子市地域”つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定した。当該計画に、地域住民の身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、「総合相談支援センター」の設置を目指すことを掲げた。

当該計画の具現化に取り組んでいたところ、国が包括的な支援体制の整備に向け、重層的支援体制整備事業を制度化したことも踏まえて、令和4年4月11日に当該事業実施の拠点となる「えしこに」（米子市ふれあいの里総合相談支援センター）を設置した。

2 一年間の取組内容

米子市地域”つながる”福祉プランの具現化の一つとして、ふれあいの里地域包括支援センターを基盤として総合相談支援センターを整備し、地域包括ケアシステムと、重層的支援体制整備事業の一体化を図るために、下記の取組を行っている。

① 分野を問わない相談支援

どこに相談していいかわからない生活福祉相談を分野問わず受け止める。

【取組】

- ・新規相談対応件数 499件（令和4年度実績）

～相談内容～

うつ状態、アルコール・ギャンブル依存症、保証人問題、ゴミ屋敷、
近隣トラブル、ひきこもり、家族関係の悩み など

② 「断らない相談」対応

市役所の各相談窓口で、『相談を受け止め、相談者の背景や主訴を聞く』断らない相談対応を行う。

【取組】

- ・「断らない相談」の研修実施
- ・市民対応に関わる各課担当者とのミーティング

③ チーム支援のコーディネート

複雑な課題を抱える世帯を支援するため、支援者間のチームづくりや役割調整、後方支援を行う。

【取組】

- ・「米子市重層的支援会議（※）」の開催数
年間27回（年間ケース数44件）（令和4年度実績）

※米子市重層的支援会議

市、社会福祉協議会、地域包括支援センターやハローワークなど、様々な支援関係者が協力して、支援が必要な方への支援方針や支援の役割分担を行うほか、制度の狭間等の課題を話し合う会議

④ 制度の狭間への支援

どの支援制度にも当てはまらない方を支援するため、支援の仕組みを考え、創出する。

【取組】

- ・「施設入所や入院するときの保証人問題」や「ゴミ屋敷問題」についての支援方針について、関係各課と協議

⑤ 人材の育成・確保

地域での支え合い活動や福祉支援を行う人材を育成・発掘するために研修等を実施する。令和5年度から、研修修了者を対象に、フォローアップ研修を実施し、手の届く範囲で、出来る活動から行っていただくための後押しをしていく。

【取組】

- ・「人と地域とつながる研修（※）」の実施
延べ95名（市民33名、専門職等62名）（令和4年度実績）
※人と地域とつながる研修
地域での支え合い活動や福祉支援をする力をつけるための研修。
基礎コース、対人援助コース、重層的支援力強化コースで構成。

3 今後の方針等

- ・令和4年度取組実績に基づく運営課題等の整理及び解消に向けた具体策の検討。
- ・包括的な相談支援体制の充実を図るために、様々な課題を抱える方に対する相談支援を行う人材の確保及び育成。
- ・将来的に、市内7つ程度のエリアに分け、各エリアに地域支援と個別の相談支援の拠点となる「総合相談支援センター」の設置。
- ・総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとする。